株主の皆さまへ

第38期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

2019年６月４日

目　次

① 当社の新株予約権等に関する事項 ・・・ 1頁

② 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 ・・・ 3頁

③ 連結株主資本等変動計算書 ・・・ 9頁

④ 連結計算書類の連結注記表 ・・・ 10頁

⑤ 株主資本等変動計算書 ・・・ 30頁

⑥ 計算書類の個別注記表 ・・・ 31頁

上記事項の①～⑥の内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.aeonfinancial.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第4回新株予約権	2011年4月21日	15個	普通株式 1,500株	株式1株当たり 809円	株式1株当たり 1円	2011年5月21日 ～2026年5月20日
第5回新株予約権	2012年4月21日	35個	普通株式 3,500株	株式1株当たり 1,081円	株式1株当たり 1円	2012年5月21日 ～2027年5月20日
第6回新株予約権	2013年7月21日	70個	普通株式 7,000株	株式1株当たり 2,715円	株式1株当たり 1円	2013年8月21日 ～2028年8月20日
第7回新株予約権	2014年7月21日	54個	普通株式 5,400株	株式1株当たり 2,006円	株式1株当たり 1円	2014年8月21日 ～2029年8月20日
第8回新株予約権	2015年7月21日	54個	普通株式 5,400株	株式1株当たり 3,072円	株式1株当たり 1円	2015年8月21日 ～2030年8月20日
第9回新株予約権	2016年7月21日	99個	普通株式 9,900株	株式1株当たり 1,940円	株式1株当たり 1円	2016年8月21日 ～2031年8月20日
第10回新株予約権	2017年7月21日	99個	普通株式 9,900株	株式1株当たり 1,856円	株式1株当たり 1円	2017年8月21日 ～2032年8月20日
第11回新株予約権	2018年7月21日	81個	普通株式 8,100株	株式1株当たり 1,808円	株式1株当たり 1円	2018年8月21日 ～2033年8月20日

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役（社外取締役を除く）	
			保有人数	個数
第４回新株予約権	15個	普通株式 1,500株	１人	15個
第５回新株予約権	35個	普通株式 3,500株	２人	35個
第６回新株予約権	50個	普通株式 5,000株	３人	50個
第７回新株予約権	23個	普通株式 2,300株	２人	23個
第８回新株予約権	36個	普通株式 3,600株	２人	36個
第９回新株予約権	54個	普通株式 5,400株	３人	54個
第10回新株予約権	63個	普通株式 6,300株	３人	63個
第11回新株予約権	81個	普通株式 8,100株	４人	81個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制整備について、取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、内部監査等、内部統制システムの整備による経営体制構築に取り組んでおります。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度についても、監査役、会計監査人と連携して当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び評価を行い、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。なお、当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、金融持株会社として当社及びその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価、必要な改善措置を講じることとする。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針として、「イオン行動規範」を遵守する。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るため及び最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

②「ＡＦＳグループコンプライアンス方針」を定めて当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。

③当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

④当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社及び子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規程」に定める。

⑤法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範110番」のほか、当社及び子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

⑥他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。
⑦当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用及び評価に関する枠組みを定め、当社及び子会社において必要な体制を整備する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役会及び取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程に則り、作成、管理、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
②当社及び子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、管理規程を定め顧客情報保護の徹底を図る。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、統合的リスク管理を行う。
②当社グループの統合的リスク管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
③自己資本管理体制の確立のため「自己資本管理規則」を定め、適切な自己資本及び自己資本比率の確保を行う。
④当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規程」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①当社及び当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。
②取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌・決裁権限規程」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。
また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の規程に準じて整備する。
③子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

ホ．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。当社は、「子会社・関連会社管理規程」及び子会社との間で締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上及び内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

②当社に、当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

③親会社であるイオン株式会社及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性及びその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

ヘ．監査役補助者の独立性その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

②監査役は、必要に応じて随時、取締役及びコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。

③常勤監査役は、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備及び運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。
④当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の内部通報に関する規程に定めたうえで当社及び子会社の役職員に周知する。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録及び決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。
②内部監査部門は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。
③当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合のほか、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（第38期）における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

なお、当社は、2018年４月１日付でＡＦＳコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定しており、本ガイドライン第３条において、内部統制システムの整備に関し、金融持株会社としての業務の適正を確保することについて記載しています。

http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/data/guideline180401.pdf

当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保

定例取締役会、ならびに臨時取締役会を計18回開催しました（以上の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。）。また、内部統制推進委員会を12回開催（以上の開催回数のほか、内部統制推進委員会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。）し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、経営監査部、監査企画部を設置しており、監査及びモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。

「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程を整備し、適切に保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「プライバシーポリシー」に基づき、顧客情報の保護に努めています。

ロ．リスク管理態勢

「リスク管理規程」を定め、「グループリスク管理態勢」に基づき当社グループ各社は、各社の業容・リスクに応じたリスク管理態勢を整備しています。また、年度毎にリスク管理方針を定め、モニタリング結果を内部統制推進委員会に報告しています。子会社においてもリスク管理に関する委員会組織を設けており、定期的に開催しています。

「経営危機対策規程」を定め、それに則した運用を行っています。2018年11月に親会社のイオン株式会社が実施する「グループ総合地震防災訓練」に参加し、金融事業として首都圏直下型の地震に対応するため名古屋に代替対策本部を設置し訓練を行いました。また株式会社イオン銀行においても一般社団法人全国銀行協会が主催する業務継続訓練に参加しました。

ハ．コンプライアンス体制

イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の当社グループ全役職員への周知徹底を図るとともに、役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした行動規範研修を年１回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンスプログラムを定め、進捗状況のモニタリング状況を内部統制推進委員会へ報告しています。法令等に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的に、自社が設置する「総合金融事業窓口」及び「外部弁護士による相談窓口」、親会社であるイオン株式会社が設置する「イオン行動規範110番相談窓口」といった多岐にわたる相談窓口を周知することにより相談しやすい体制を構築するとともに、通報・相談内容に対しては、関連部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

ニ．当社グループにおける業務の適正の確保

国内及び海外（12カ国・地域）に展開する当社グループ各社の経営管理を適切に行うため、「子会社・関連会社管理規程」に定める個々の管理業務につき、各管理部門が管理・指導を行っています。特に重要な子会社案件については、取締役会が報告を受け、持株会社としての意思決定をしています。また、国内及び海外の社長が参加する会議を原則月１回開催し、施策と数値の進捗管理ならびにガバナンスに関する指導を実施しています。

当社グループの内部統制全般の施策推進に取り組むため、内部統制推進委員会の組織下に、原則毎月開催する「財経・信用・市場・流動性リスク部会」、「オペリスク・コンプライアンス部会」、及び「システム部会」を設置し、専門の事案・テーマについて、担当役員を中心に問題把握・対策立案等、活発な議論により実効性を高めたうえで、内部統制推進委員会に提案する体制としています。

ホ．監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席するとともに、経営会議や内部統制推進委員会に出席することで、監査の実効性を高めております。原則毎月開催する監査役会において監査部門責任者より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	45,698	120,025	227,387	△24,986	368,124
会計方針の変更による累積的影響額			△16,704		△16,704
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,698	120,025	210,683	△24,986	351,420
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換				1	1
剰余金の配当			△14,672		△14,672
親会社株主に帰属する当期純利益			39,408		39,408
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△5	36	30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		188			188
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	188	24,730	37	24,956
当期末残高	45,698	120,213	235,413	△24,948	376,376

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,556	△1,876	870	△658	1,891	104	67,661	437,782
会計方針の変更による累積的影響額							△11,536	△28,240
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,556	△1,876	870	△658	1,891	104	56,124	409,541
当期変動額								
転換社債型新株予約権付社債の転換								1
剰余金の配当								△14,672
親会社株主に帰属する当期純利益								39,408
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△188	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,594	200	601	△21	2,375	△1	12,021	14,395
当期変動額合計	1,594	200	601	△21	2,375	△1	11,833	39,163
当期末残高	5,150	△1,675	1,472	△679	4,267	103	67,957	448,705

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）
１．連結の範囲に関する事項
⑴連結される子会社及び子法人等　　32社
主要な会社名
・イオンクレジットサービス株式会社
・株式会社イオン銀行
・AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.
・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.
・AEON CREDIT SERVICE（M）BERHAD
なお、AEON CREDIT GUARANTEE（CHINA）CO.,LTD.は、清算結了により連結範囲から除外しております。
⑵非連結の子会社及び子法人等　　１社
会社名
・ＡＦＳコーポレーション株式会社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
２．持分法の適用に関する事項
⑴持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
⑵持分法適用の関連法人　　１社
・FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS（TIANJIN）CO.,LTD.
⑶持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社
会社名
・ＡＦＳコーポレーション株式会社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
⑷持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は以下の会社を除き、連結決算日と一致しております。
・AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.
・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.
・AEON CREDIT SERVICE（M）BERHAD　他24社
（注）上記に記載した会社については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。なお、一部の会社については、連結決算日から３ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。
4．開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
5．のれんの償却に関する事項
のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(会計方針に関する事項)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産(リース資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2年～18年
工具、器具及び備品	2年～15年
その他	2年～20年

⑵無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

⑶リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4．繰延資産の処理方法

⑴株式交付費

株式交付費は3年間で定額法により償却しております。

⑵社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準
予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。
なお、一部の連結される子会社は、貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。
6．賞与引当金の計上基準
従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。
7．ポイント引当金の計上基準
一部の連結される国内子会社が実施するポイント制度において、顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。
8．利息返還損失引当金の計上基準
一部の連結される国内子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
9．退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用　：連結される国内子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年以内）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：連結される国内子会社は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

10. 収益の計上基準

⑴包括信用購入あっせん

①加盟店手数料

一部の連結される国内子会社は、加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。海外子会社は主として残債方式による発生主義に基づき計上しております。

②顧客手数料

一部の連結される国内子会社及び海外子会社は、残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

⑵貸出金利息

①銀行事業における貸出金利息

発生主義に基づき計上しております。

②クレジット事業における貸出金利息

一部の連結される国内子会社及び海外子会社は、残債方式による発生主義に基づき計上しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、連結される海外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

12. リース取引の処理方法

一部の連結される国内子会社は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象は借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクであり、これに対応するヘッジ手段は金利スワップ・オプション取引及び通貨スワップ・為替予約取引であります。

⑶ヘッジ方針

各社が定める規程に基づき、財務活動に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的に限定してデリバティブ取引を行っております。

⑷ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として「その他資産」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

（会計方針の変更）

在外連結子会社等において、当連結会計年度より下記の会計基準を採用しております。なお、これらの基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

１．IFRS第９号「金融商品」

本基準は、金融商品の分類及び測定並びにヘッジ会計について新たな要求事項を導入したものです。在外連結子会社等における当該基準の適用により、貸出金及び割賦売掛金に係る貸倒引当金の測定手法が変更されております。

この結果、当連結会計年度の期首の貸倒引当金が35,017百万円、繰延税金資産が6,776百万円それぞれ増加し、非支配株主持分が11,536百万円、利益剰余金が16,704百万円それぞれ減少しております。

なお、当連結会計年度の損益及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

２．IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

本基準は顧客との契約から生じる収益の会計処理において企業が使用する単一の包括的なモデルを導入したものです。

当該会計基準の適用が当社の当連結会計年度の損益及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（訴訟関連）

当社の連結子会社であるAEON CREDIT SERVICE（M）BERHAD（以下、同社）は、2017年12月12日にマレーシア内国歳入庁より2009年度から2015年度に係る法人税について96百万マレーシアリンギットの納付を命じる追徴課税通知を受領しました。本通知に対しては同意しない合理的な根拠があると判断し、現在も司法手続きを継続しております。

2019年４月５日に暫定的中止命令が控訴裁判所より棄却され、現在は2019年７月１日実施予定の司法審査申請についてのヒヤリングに向けて準備を進めております。

なお、外部専門家の意見書も取得し同社の主張が合理的であると考えておりますが、今回の追徴課税による業績への影響については、今後の経過に依存するものと判断しております。従って、現時点において、追徴課税通知額については、当連結会計年度の連結計算書類に反映しておりません。

（銀行持株会社から事業会社への移行並びに会社分割による組織再編）

当社は2019年３月15日開催の臨時株主総会における吸収分割契約および定款の変更の承認にもとづいて、2019年４月１日を効力発生日として、銀行持株会社から事業会社へ移行すること、また、当社の保有するイオン銀行等の子会社株式を吸収分割の方法により当社の完全子会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社（以下、ＡＦＳコーポレーション）に承継させる会社分割（以下、本会社分割）をすることにより、グループ内組織再編を実施いたしました。

１．目的

当社は日本を含むアジア12カ国、連結子会社32社、持分法適用関連会社１社で構成（当社を頂点に傘下子会社を含むものをＡＦＳグループと呼ぶ）される小売業発の総合金融グループです。

ＡＦＳグループは、「アジアNo.1のリテール金融サービス会社」の実現に向け、「2025年にアジアで最も身近なエコシステム（経済圏）を構築」し、顧客基盤を現在の4,100万ＩＤから３億ＩＤへ飛躍的に拡大させることを中長期的な目標と位置付けております。

ＡＦＳグループを取り巻く経営環境は、日本国内における少子高齢化の進展による社会構造の変化、また、膨大な個人情報を有するITプラットフォーマーやFinTech等の技術を有する異業種からの金融分野への参入による新たな競争の発生等により、厳しいものへと変化してきております。

こうした経営環境のなか、ＡＦＳグループは、銀行持株会社を頂点とするグループ体制を採用しているため、関連業法により業務範囲規制が適用されております。

当社は、銀行業務が健全に運営されるガバナンス体制を維持しつつ、且、より柔軟なビジネスモデルの構築が図れることの両立を目的とした、グループ体制の再編を行う必要があると判断しました。

具体的には、新たに銀行持株会社となるＡＦＳコーポレーション株式会社を設立し、当社が事業会社に移行することで業務範囲拡大に対応できる体制を実現してまいります。

２．当該組織再編の要旨

（1）当該組織再編の方式

①グループ内の資産の配置変更等により、当社は事業会社化いたしました。

②当社子会社であるＡＦＳコーポレーションに、イオン銀行等の国内子会社および一部の海外子会社株式を吸収分割いたしました。

（2）本会社分割に係る割当の内容

本会社分割の対価として承継会社であるＡＦＳコーポレーションの株式9,999株を当社へ割り当てました。

（3）本会社分割に係る分割する資産、負債の項目及び金額（2019年３月31日現在）
資産合計　244,046百万円（関係会社株式）

（4）本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

（5）本会社分割により増減した資本金
本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

（6）承継会社が承継した権利義務
承継会社は本会社分割により移転する子会社の議決権を承継いたしました。

（7）債務履行の見込み
本会社分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

３．分割対象子会社の概要
分割対象子会社
株式会社イオン銀行、イオン住宅ローンサービス株式会社、イオンクレジットサービスフィリピン、イオンスペシャライズドバンク（カンボジア）

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は3,020百万円、延滞債権額は40,138百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,075百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,234百万円であります。なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、131百万円であります。

6．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号　平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は7,007百万円であります。

7．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	5,927百万円
有価証券	27,616百万円
貸出金	17,771百万円
割賦売掛金	11,733百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	43,159百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産（中央清算機関差入証拠金）50,000百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金56,116百万円が含まれております。

8．貸出コミットメント契約（貸手側）

①当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	9,124,554百万円
貸出実行額	594,913百万円
差引：貸出未実行残高	8,529,641百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

②当社グループは、法人に対する当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,140百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが20,108百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．貸出コミットメント契約（借手側）

当社グループは、金融機関（４行）と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約および貸出コミットメント総額	51,800百万円
借入実行額	1,800百万円
差引：借入未実行残高	50,000百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　53,671百万円

11．社債には、劣後特約付社債40,000百万円が含まれております。

（連結損益計算書関係）

１．「役務取引等収益」には、包括信用購入あっせん収益125,916百万円を含んでおります。

２．「その他の経常収益」には、団体生命保険配当金1,833百万円を含んでおります。

３．「その他の経常費用」には、利息返還損失引当金繰入額3,231百万円、貸出金償却2,708百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）	摘要
発行済株式					
普通株式	225,510,128	－	－	225,510,128	
合計	225,510,128	－	－	225,510,128	
自己株式					
普通株式	9,746,639	263	14,880	9,732,022	（注）
合計	9,746,639	263	14,880	9,732,022	

（注）普通株式の自己株式の増加263株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少14,880株は、ストックオプション行使によるもの14,100株、転換社債型新株予約権付社債が転換されたことによるもの780株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	－					103	
合計		－					103	

3．配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年5月24日取締役会	普通株式	8,414	39.00	2018年3月31日	2018年6月5日
2018年11月13日取締役会	普通株式	6,257	29.00	2018年9月30日	2018年12月7日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月24日取締役会	普通株式	8,415	利益剰余金	39.00	2019年3月31日	2019年6月5日

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　50,700株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っております。また、銀行業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。

なお、一部の子会社は海外子会社であり外貨建ベースで事業を行っております。

このように、主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当社グループでは金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。また、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的としてデリバティブ取引を行っております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金及び割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。また、外国証券及び債券・株式等の有価証券、買入金銭債権については、主として市場リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

預金、借用金、社債等の金融負債は、金融情勢の変動や一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。金利変動リスク及び為替変動リスクの一部は金利スワップ取引、通貨スワップ等のデリバティブ取引でヘッジしておりますが、こうしたデリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

当社は、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としています。さらに、当社は取締役会の決定した基本方針の下で全社的なリスク管理を行うため、内部統制推進委員会を設置するとともに、リスク管理の統括部署としてリスク管理部を設置しております。また、当社は、グループリスク管理における基本的事項を「リスク管理規程」に定め、グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

これらのリスク管理体制は、その有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立した経営監査部による内部監査を受ける体制としております。

①信用リスクの管理

当社は、当社グループの信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握すると共に、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「ＶａＲ」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

なお、デリバティブ取引における取引先の契約不履行リスクについては、信用度の高い金融機関に対して、分散して取引を行っていることから、リスクは限定的と認識しております。

②市場リスクの管理

当社は、当社グループの市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスクについて、リスクの所在、規模等を把握し、適切な管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。

市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にＶａＲを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、ＶａＲが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

(ｲ)金利リスクの管理

当社は、当社グループの多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、当社グループ全体の収益力向上に資するべく、全社的な金利リスク管理の指標としてＶａＲを計測して管理しております。このほかストレステストも併せて実施しており、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

(ﾛ)有価証券価格変動リスクの管理

有価証券及び買入金銭債権の保有については、「経営が判断する経営体力と比較対照しながら総体的なリスクを自己管理することにより、経営の健全性を維持するとともに、より確実かつ継続的な業績の達成に貢献することを目的とする統合的リスク管理を推進する。」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。有価証券価格変動リスクの計測は、ＶａＲによって行っており、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果を定期的にモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、有価証券の発行体等の信用力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリングを行っております。

(ハ)為替変動リスクの管理

当社グループの市場リスクのうち、外貨建資産の為替変動リスクについては、外貨資金の調達や通貨スワップ取引等により、それぞれ当該影響額の一部を回避しております。

(ニ)デリバティブ取引

当社グループは、資金調達に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをデリバティブ取引によりヘッジしております。デリバティブ契約締結時には、取引枠・期間・取引のタイミング等の内容につき内規に基づいて執行し、取引を行う部門と管理する部門を分離しております。

(ホ)市場リスクの定量的情報等について

主要な国内連結子会社の金融商品にかかる市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりＶａＲを計測しており、2019年３月31日現在で、その金額は10,656百万円であります。なお、一部の国内連結子会社及び海外連結子会社の保有する金融商品については、ＶａＲの計測対象に含めておりませんが、金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベーシスポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合の影響額は限定的なものと把握しております。

なお、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社は、当社グループの継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部がモニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
⑴現金預け金	644,502	644,502	－
⑵コールローン	30,496	30,496	－
⑶買入金銭債権	13,316	13,316	－
⑷金銭の信託	22,406	22,406	－
⑸有価証券	332,405	332,405	－
⑹貸出金	2,429,740		
貸倒引当金（＊１）	△65,653		
	2,364,087	2,481,222	117,134
⑺外国為替	1,635	1,635	－
⑻割賦売掛金	1,453,160		
貸倒引当金（＊１）	△37,106		
	1,416,053	1,431,129	15,075
資産計	4,824,902	4,957,113	132,210
⑼預金	3,469,134	3,472,233	3,098
⑽買掛金	285,653	285,653	－
⑾コマーシャル・ペーパー	102,079	102,079	－
⑿借用金	544,823	543,539	△1,283
⒀社債	143,143	143,236	92
⒁転換社債型新株予約権付社債	29,946	30,155	209
負債計	4,574,780	4,576,898	2,118
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(12,080)	(12,080)	－
デリバティブ取引計	(12,076)	(12,076)	－

（＊１）貸出金、割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴現金預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵コールローン

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑷金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、後述の「⑹貸出金」と同様の方法により行っております。

⑸有価証券

株式は取引所の価格、債券は、業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑹貸出金

①銀行事業に係る貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

②クレジット事業に係る貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

⑺外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑻割賦売掛金

割賦売掛金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

負　債

⑼預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑽買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑾コマーシャル・ペーパー

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑿借用金

時価は、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとして帳簿価額、その他取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⒀社債、⒁転換社債型新株予約権付社債

時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産⑸有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	2,322
信託受益権	5,757
組合出資金	4,198
合計	12,278

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	1,764円05銭
１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	182円64銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	173円20銭

（重要な後発事象に関する注記）

（無担保社債の発行）

2019年４月26日開催の当社取締役会決議において、無担保普通社債を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

（1）社債の名称：第５回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第６回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（2）発行総額　：600億円（上限）
（3）利率　　：0.65％（上限）
（4）発行価格　：額面100円につき100円
（5）発行時期　：2019年５月28日
（6）償還期限　：７年以内
（7）償還方法　：満期一括償還
　　買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
（8）払込期日　：2019年５月28日
（9）資金の使途：借入金返済資金の一部に充当する予定であります。

（その他の注記）

該当はありません。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
					別途積立金	繰越利益剰余金						
2018年４月１日残高	45,698	121,506	121,506	3,687	63,995	8,115	75,798	△24,986	218,016	3,221	104	221,342
事業年度中の変動額												
転換社債型新株予約権付社債の転換								1	1			1
剰余金の配当						△14,672	△14,672		△14,672			△14,672
当期純利益						13,740	13,740		13,740			13,740
自己株式の取得								△0	△0			△0
自己株式の処分						△5	△5	36	30			30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△537	△1	△538
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△937	△937	37	△900	△537	△1	△1,438
2019年３月31日残高	45,698	121,506	121,506	3,687	63,995	7,177	74,860	△24,948	217,116	2,683	103	219,903

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建　　物　2年～15年

工具、器具及び備品　2年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②株式交付費

株式交付費は3年間で定額法により償却しております。

③社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

④外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権債務額

⑴　短期金銭債権額	19,838百万円
⑵　短期金銭債務額	2,546百万円

２．取締役に対する金銭債権債務額

長期金銭債務額	9百万円

３．有形固定資産の減価償却累計額　600百万円

４．偶発債務

⑴　保証債務

保証対象	対象残高
子会社イオンクレジットサービス株式会社の買掛金	1,551百万円
子会社AEON SPECIALIZED BANK（CAMBODIA）PUBLIC　LIMITED COMPANYの借入金	19,000千米ドル （2,109百万円）
子会社AEON Microfinance（Myammer）Co.,Ltd.の借入金	54,808,000千ﾐｬﾝﾏｰﾁｬｯﾄ （4,033百万円）
AEON Leasing Service（Lao）Company Limitedの借入金	80,000,000千ﾗｵｽｷｰﾌﾟ （1,032百万円）
AEON CREDIT SERVICE　SYSTEMS（PHILIPPINES）INC.の借入金	4,000千米ドル （444百万円）
子会社AEON CREDIT CARD（TAIWAN）CO., LTDの買掛金	15千米ドル （1百万円）

⑵　重畳的債務引受による連帯債務

子会社 株式会社イオン銀行の借入金	3,700百万円
子会社 イオンクレジットサービス株式会社のリース債務	368百万円

⑶ 経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、親会社として各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関に差し入れております。

なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号　平成23年３月29日）に基づく保証類似行為に該当するものはありません。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	24,703百万円
営業費用	3,881百万円
営業取引以外の取引による取引高	145百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式（注）	9,746,639	263	14,880	9,732,022
合計	9,746,639	263	14,880	9,732,022

（注）普通株式の自己株式の増加263株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少14,880株は、ストックオプション行使によるもの14,100株、転換社債型新株予約権付社債が転換されたことによるもの780株であります。

（税効果会計に関する注記）
繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
新株予約権	31百万円
関係会社株式	12,390百万円
その他	829百万円
繰延税金資産小計	13,259百万円
評価性引当額	△726百万円
繰延税金資産合計	12,532百万円
繰延税金負債との相殺	△1,160百万円
繰延税金資産の純額	11,371百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,160百万円
繰延税金負債合計	1,160百万円
繰延税金資産との相殺	△1,160百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．関連当事者との取引

⑴　親会社及び法人主要株主等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金（百万円）	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
親会社	イオン株式会社	千葉市美浜区	220,007	純粋持株会社	被所有 直接47.4% 間接 2.5% (注)2	役員の兼任	ロイヤルティの支払(注)3	1,866	未払金	166

⑵　子会社及び関連会社

属　性	会社等の名称	住　所	資本金（百万円）	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区	500	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 従業員の出向 債務保証	ロイヤルティの受取(注)3	5,530	未収入金	2,986
							経営管理料の受取(注)4	1,158	未収入金	625
							出向者人件費の支払(注)5	978	未払金	781
							重畳的債務引受による連帯債務(注)6	368	－	－

属　性	会社等の名称	住　所	資本金（百万円）	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社イオン銀行	東京都江東区	51,250	銀行業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 従業員の出向 債務保証	ロイヤルティの受取(注)3	1,714	未収入金	925
							経営管理料の受取(注)4	947	未収入金	511
							重畳的債務引受による連帯債務(注)6	3,700	－	－

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区	3,910	金融サービス業	所有直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付(注)7	210	短期貸付金	12,000
							利息の受取(注)7	0	未収収益	0
							コミットメントフィーの受取(注)8	72	未収入金	－

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	AEON Microfinance (Myammer) Co.,Ltd.	ヤンゴン	8,259百万ミャンマーチャット	金融サービス業	所有間接100.0%	経営管理等の受託債務保証	債務保証	4,033	－	－

⑶　兄弟会社等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	100	ゼネラル・マーチャン・ダイズ・ストア	なし	役員の兼任	販促協力金の支払(注)9	1,500	未払金	135

（注）１．取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．「議決権等の被所有割合」の間接保有の割合は親会社の子会社によるもので、その内容は次のとおりであります。
マックスバリュ西日本株式会社(1.2%)、ミニストップ株式会社(0.5%)、株式会社コックス(0.3%)、株式会社ジーフット(0.3%)、株式会社ツヴァイ(0.2%)
３．ロイヤルティについては、協議のうえ合理的に決定しております。
４．経営管理指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
５．出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。
６．会社分割により、重畳的債務引受を行っております。
７．取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。

8．コミットメントラインは市場料率を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は元本極度額を記載しております。
9．販促協力金については、協議のうえ合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
イオン株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,018円64銭
1株当たり当期純利益	63円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	60円39銭

（重要な後発事象に関する注記）
（銀行持株会社から事業会社への移行並びに会社分割による組織再編）
当社は2019年3月15日開催の臨時株主総会における吸収分割契約および定款の変更の承認にもとづいて、2019年4月1日を効力発生日として、銀行持株会社から事業会社へ移行すること、また、当社の保有するイオン銀行等の子会社株式を吸収分割の方法により当社の完全子会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社（以下、ＡＦＳコーポレーション）に承継させる会社分割（以下、本会社分割）をすることにより、グループ内組織再編を実施いたしました。

1．目的
当社は日本を含むアジア12カ国、連結子会社32社、持分法適用関連会社1社で構成（当社を頂点に傘下子会社を含むものをＡＦＳグループと呼ぶ）される小売業発の総合金融グループです。
ＡＦＳグループは、「アジアNo.1のリテール金融サービス会社」の実現に向け、「2025年にアジアで最も身近なエコシステム（経済圏）を構築」し、顧客基盤を現在の4,100万ＩＤから3億ＩＤへ飛躍的に拡大させることを中長期的な目標と位置付けております。
ＡＦＳグループを取り巻く経営環境は、日本国内における少子高齢化の進展による社会構造の変化、また、膨大な個人情報を有するITプラットフォーマーやFinTech等の技術を有する異業種からの金融分野への参入による新たな競争の発生等により、厳しいものへと変化してきております。
こうした経営環境のなか、ＡＦＳグループは、銀行持株会社を頂点とするグループ体制を採用しているため、関連業法により業務範囲規制が適用されております。
当社は、銀行業務が健全に運営されるガバナンス体制を維持しつつ、且、より柔軟なビジネスモデルの構築が図れることの両立を目的とした、グループ体制の再編を行う必要があると判断しました。
具体的には、新たに銀行持株会社となるＡＦＳコーポレーション株式会社を設立し、当社が事業会社に移行することで業務範囲拡大に対応できる体制を実現してまいります。

2．当該組織再編の要旨

（1）当該組織再編の方式

①グループ内の資産の配置変更等により、当社は事業会社化いたしました。

②当社子会社であるＡＦＳコーポレーションに、イオン銀行等の国内子会社および一部の海外子会社株式を吸収分割いたしました。

（2）本会社分割に係る割当の内容

本会社分割の対価として承継会社であるＡＦＳコーポレーションの株式9,999株を当社へ割り当てました。

（3）本会社分割に係る分割する資産、負債の項目及び金額（2019年３月31日現在）

資産合計　244,046百万円（関係会社株式）

（4）本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

（5）本会社分割により増減した資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

（6）承継会社が承継した権利義務

承継会社は本会社分割により移転する子会社の議決権を承継いたしました。

（7）債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

3．分割対象子会社の概要

分割対象子会社

株式会社イオン銀行、イオン住宅ローンサービス株式会社、イオンクレジットサービスフィリピン、イオンスペシャライズドバンク（カンボジア）

（無担保社債の発行）

2019年４月26日開催の当社取締役会決議において、無担保普通社債を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類　連結注記表　重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

（その他の注記）

該当はありません。